

平成29年 第12回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成29年12月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

平成29年 第12回 奥州市農業委員会農地部会議事録

平成29年12月25日（月）午前10時
奥州市役所講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（16名）

1 千葉 憲 雄	2 小野寺 和 明	3 北 條 忠 夫
5 菊 池 勝 治	6 星 洋 子	7 高 橋 貞 信
8 佐 藤 清 喜	9 佐 藤 順 子	10 佐 藤 永 匡
11 菊 池 靖 樹	13 浅 倉 茂	14 伊 藤 周 治
15 及 川 良 孝	16 菅 原 賢 一	17 高 橋 公一郎
19 佐 藤 豊		

欠席委員（2名）

4 松 平 光 典	18 倉 成 義 昭
-----------	------------

事務局職員

事務局長	千葉 昌
事務局長補佐	小岩 敬一
農地係 係長	高橋 学
農地係 上席主任	保志 栄美
農地係 主任	柳川 明久
農地係 主事	宍戸 春佳
江刺分室 主任	千葉 一貴
前沢分室 主任	菅原 正美
胆沢分室 上席主任	大松澤 眞寿
衣川分室 主任	高橋 利之

平成29年 第12回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 10時00分

議 長 ただいまより、平成29年第12回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。
欠席の届出委員は、4番、松平光典委員、18番、倉成義昭委員です。よって、出席委員は定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、5番、菊池勝治委員、6番、星洋子委員の2人を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告を行います。
事務局長をして、主要会務報告をいたさせます。

事務局長 それでは1ページをご覧ください。

主要会務報告。平成29年11月16日から平成29年12月15日までの主な会務の内容をご報告申し上げます。

11月17日(金)、第9回農業振興部内会議を開催し、農作業労賃標準額について協議しております。同日、第7回体制移行検討委員会を開催し、農業委員と最適化推進委員の業務について検討いたしました。農地利用の最適化の推進については、農業委員も推進委員と同様に現場活動に取り組むことといたしました。また、農業者年金、家族経営協定、全国農業新聞などの普及推進活動については、農業経営の合理化や情報提供に関する業務を広い意味での最適化の推進として捉え、推進委員にも普及活動に取り組んでいただくこととしました。このほか、推進委員の報酬について、庁内協議の状況や国の農地利用最適化交付金による活動・成果実績に応じた年額報酬について説明をし、共通理解を図りました。この報酬につきましては、11月30日に特別職報酬審議会が開催され、市長から農業委員については現行据え置き、

推進委員は月額3万円、このほか両方の委員に、成果実績に応じた年額払いを実施する内容で諮問をいたし、これに対し審議会の意見は適当と認めるというものであります。それから、来月になりますが、委員全体協議会を開催し、今まで検討委員会で検討してきた内容につきまして中間報告し、委員の皆さんから意見をお聞きしたいと考えておりますし、報酬の実績払いにつきましてもこの中で説明をいたしたいと思っております。同日、第7回運営委員会を開催し、県農業会議から示されました農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針について協議をいたしました。この方針は、農業委員及び最適化推進委員の活動の充実強化や農業委員会業務推進の充実強化のため取り組む内容を取りまとめたもので、例えば、農業委員と推進委員からなる地域推進班による活動を行うことや計画的かつ効果的に活動を行うために目標及び計画を明確にした推進班毎の活動計画書を作成するなどというものでありまして、移行前の農業委員会にあっても、これに準じた形で最適化推進活動を行ってほしいというものであります。この対応につきまして協議を行い、新体制移行後に方針に沿った活動を行っていくことを確認をいたしました。11月22日(水)、第10回農政部内会議を開催し、市議会産業経済常任委員会委員との懇談会について協議しております。11月24日(金)、平成29年第11回奥州市農業委員会農地部会を開催し、事前に委員皆様に送付いたしておりました議案につきまして、提案どおり決定いただいております。11月29日(水)、平成29年度農業者年金加入推進セミナーが東京都で開催され、阿部会長が出席をしております。その後の本県選出国會議員との政策要請懇談会において、岩手県農業委員会大会決議事項等の要請及び意見交換をしております。翌、11月30日(木)には平成29年度全国農業委員会会長代表者集会、ここでは「農地利用の最適化に全力をあげよう」のテーマでパネルディスカッションや要請決議等が行われました。12月1日(金)から20日(水)までの会期で、平成29年第4回奥州市議会定例会が開催され、一般質問、議案審議等が行われました。一般質問では千葉正文議員の「所有者不明土地について」に阿部会長が答弁をいたしております。12月15日(金)、奥州市議会産業経済常任委員会委員と農業委員との懇談会を開催し、議員6名、農業委員会からは運営委員と農政部会所属委員の16名が出席し、農業施策など意見交換が行われました。

以上でございます。

議長 主要会務報告が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、主要会務報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

議長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長
農地係長

高橋農地係長。

議案書2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は21件でございます。

相続による所有権の移転が20件、持分放棄による所有権の移転が1件ございまして、番号10及び番号15について委員会へのあっせん希望がございました。

以上21件でございます。ご報告いたします。

議長

報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長

質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長
農地係長

高橋農地係長。

議案書7ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は23件でございます。

番号1は、耕作者死亡のため解約するもので、議案第2号番号9に関連がございます。番号2は、耕作者死亡のため解約するもので、議案第2号番号10及び議案第2号番号88に関連がございます。番号3は、耕作者死亡のため解約するもので、議案第2号番号11及び議案第2号番号89に関連がございます。番号4は、交換するため解約するものでございます。番号5は、転用するため解約するもので、議案第5号番号2に関連がございます。番号6は、転用するため解約するもので、議案第5号番号5に関連がございます。番号7は、労力不足のため解約するものでございます。番号8は、売渡すため解約するもので、議案第2号番号317に関連がございます。番号9は、売渡すため解約するもので、議案第1号番号11に関連がございます。番号10は、売渡すため解約するもので、議案第1号番号12に関連がございます。番号11は、契約し直すため一度解約するもので、議案第2号番号236に関連がございます。番号12は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号252に関連がございます。番号13は、貸替えのため解約するもので、議案

第2号番号170に関連がございます。番号14は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号233に関連がございます。番号15は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号234に関連がございます。番号16は、労働力不足のため解約するものでございます。番号17は、貸替えのため解約するもので、議案第1号番号36及び議案第2号番号290に関連がございます。番号18は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号283に関連がございます。番号19は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号285に関連がございます。番号20は、労働力不足のため解約するものでございます。番号21は、貸替えのため解約するもので、議案第2号番号293に関連がございます。番号22は、自作するため解約するものでございます。番号23は、労働力不足のため解約するもので、議案第2号番号309に関連がございます。

以上23件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書12ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので可否の決定を求める。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が40件の計54件です。

番号1は、隣接地取得による売買です。総額26,000円です。番号2は、規模拡大による贈与です。番号4は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。年間玄米30kgです。番号5から番号7は、期間満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。番号8及び番号9は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号10は、代替地取得による売買です。総額333,013円です。番号11は、規模拡大による売買です。総額280,000円です。番号12は、規模拡大による売買です。総額1,400,000円です。番号13は、耕作利便のため売買するものです。総額100,000円です。番号14から番号18は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号19及び番号20は、関連案件です。親戚に贈与す

るものです。2件で一筆分となります。番号21は、隣接耕作人へ贈与するものです。番号22は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号23は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。年額6,000円です。番号24から番号34は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号35は、隣接地取得による贈与です。番号36は、耕作利便のため賃貸借権を新規設定するものです。年額7,385円です。番号37は、相手方の要望により使用貸借権を再設定するものです。番号38から番号55は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。

以上54件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 議案第1号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 保志上席主任。
上席主任 議案書23ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が314件、所有権の移転が9件の計323件です。

初めに利用権の設定です。番号1から番号14は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号15は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号16から番号22は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号23及び番号24は、農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。番号25から番号84は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号85から番号87は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号88及び番号89は、相手方の要望による使用貸借権の新規設

定です。番号90は、農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。番号91及び番号92は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。番号93から番号98は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号99から番号120は、農地中間管理事業による貸借権の新規設定です。番号121から番号128は、期間満了に伴う貸借権の再設定です。番号129は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号130及び番号131は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号132は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号133から番号146は、農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。番号147及び番号148は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。番号149から番号235は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号236は、相手方の要望による貸借権の新規設定です。番号237から番号252は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号253は、農地中間管理事業による貸借権の新規設定です。番号254から番号275は、期間満了に伴う貸借権の再設定です。番号276は、相手方の要望による貸借権の新規設定です。番号277は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号278は、耕作利便のため貸借権の新規設定です。番号279から番号282は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号283は、相手方の要望による貸借権の新規設定です。番号284から番号294は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号295から番号307は、期間満了に伴う貸借権の再設定です。番号308から番号310は、規模拡大による貸借権の新規設定です。番号311から番号313は、期間満了に伴う貸借権の再設定です。番号314は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。

続きまして所有権の移転です。番号315から番号320は、個人間の売買です。番号321及び番号322は、個人間の贈与です。番号323は、個人間の売買です。

以上323件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含め経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第2号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号2番、小野寺和明委員が番号159に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号159を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、番号159を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号159を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号159に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により2番委員の退席をお願いいたします。

(10時36分 退席)

議長 番号159の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号159については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号159は、原案のとおり決定されました。

2番委員の退席を解除いたします。

(10時37分 着席)

議長 議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書88ページをご覧ください。

議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について。奥州市長より農用地利用配分計画案が、次のとおり提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

意見を求められている件数は12件でございます。

番号1は、賃貸借権の設定で、期間は平成30年3月2日から平成40年3月1日となっております。番号2は、使用貸借権の設定で、期間は平成30年3月2日から平成40年3月1日となっております。番号3は、使用貸借権の設定で、期間は平成30年3月2日から平成39年5月1日となっております。番号4から番号9は、賃貸借権の設定で、期間は平成30年3月2日から平成40年3月1日となっております。番号10及び番号11は、使用貸借権の設定で、期間は平成30年

3月2日から平成40年3月1日となっております。番号12は、賃貸借権の設定で、期間は平成30年3月2日から平成40年3月1日となっております。

また、対価につきましては、土地所有者と耕作者との折り合いがついた価格となっております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 暫時休憩いたします。

(10時41分 休憩)

(10時42分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書91ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は1件でございます。

番号1は、居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟71.21㎡、駐車場2台分25㎡、庭34㎡、浄化槽2㎡、通路等86.79㎡を整備するものでございます。

以上、1件でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第4号の補足説明を行います。

番号1は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断をいたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定する既存の施設の拡張で、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであること。家族6人で生活しているが、母が高齢となり段差のある建物での生活が難しくなっていること。孫2人の成長に伴い現在の住居が手狭になったこと等から隣接地に家族全員が住まう居宅を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議 長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1について、6番、星洋子委員お願いいたします。

6番委員 6番、星でございます。番号1についてご説明いたします。12月12日、事務局職員2人、高橋昭委員と現地確認をしましてまいりました。現地は胆沢総合支所から東に3.7km、南都田地区センターから南側に約1.9kmのところにございまして、現在住宅が建っているんですが、説明にもありますようにかなりの老朽化ということで、自家所有の畑になっているところに新しく住宅を建てるということで、事前着工もなく、許可妥当だと思って現地調査をしましてまいりました。以上報告いたします。

議 長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。

農地係長 議案書92ページをご覧ください。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は14件でございます。

番号1から番号6までの6件は関連案件でございます。売買により従業員駐車場及び緑地帯等を整備するもので、総事業面積は12,037㎡でございます。従業員用駐車場260台分3,250㎡、通路等3,764㎡、緑地3,961㎡、環境施設1,062㎡をそれぞれ整備するものでございます。番号7は、売買により建売分譲住宅1棟を建築整備するものでございます。建売分譲住宅1棟54.27㎡、駐車場3台分45.65㎡、庭40.56㎡、通路等68.52㎡を整備するものでございます。番号8は、売買により居宅及び野球練習場を整備するものでございます。居宅1棟90㎡、カーポート等87.5㎡、庭41.25㎡、通路121.8㎡、野球練習場293.84㎡を整備するものでございます。番号9は、売買により建売分譲住宅1棟1区画186.92㎡、宅地分譲6区画1,074.16㎡等を整備するもので、総事業面積は1,425.58㎡でございます。番号10及び番号11は関連案件です。賃貸借により市営建設工事に伴う資材置場等を整備するもので、許可日から平成30年7月31日までの一時転用でございます。資材置場等164㎡、残土仮置場519㎡、工事用通路210.5㎡を整備するものでございます。番号12は、売買により有料老人ホーム及び通所介護施設を整備するものでございます。介護施設1棟190㎡、事務所40㎡、駐車場32台分778㎡、通路等836㎡を整備するものでございます。番号13は、売買により居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟82.81㎡、駐車場6台分96㎡、通路等178.19㎡を整備するものでございます。番号14は、賃貸借により隣接の林地で行われる太陽光発電施設の建設工事に伴う工事用道路及び資材置場を整備するもので、許可日から平成30年3月31日までの一時転用でございます。工事用道路90.3㎡、資材置場421.2㎡、資材置場内通路223.6㎡、法面465.9㎡をそれぞれ整備するものでございます。

以上、14件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第5号の補足説明を行います。

番号1から番号6は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断をいたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため従業員用駐車場260台分及び緑地帯等を隣接地に整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号7は、都市計画法の用途地域内

であることから第3種農地と判断をいたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため建売分譲住宅1棟を建築整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号8は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断をいたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。現在貸家に居住をしているが、将来子どもができたときのこととも考慮しつつ、自身が社会人野球の選手でもあることから小中学校の近傍の地域で居宅及び野球練習場を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号9は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断をいたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ニに規定する、隣接する土地と同一の事業の目的に供するために行うもので、第1種農地の面積が総事業面積の3分の1を超えないものであること。事業拡張のため建売分譲住宅1棟及び宅地分譲6区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号10及び番号11は、農業振興地域の農用地区域内であることから農用地と判断いたしました。農用地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する農地の一時転用であること。市道地ノ神線地ノ神橋橋梁架替工事に伴いクレーン作業スペース及び資材置場等を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号12は、農地法施行規則第46条に該当することから第2種農地と判断をいたしました。第2種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第46条に規定する、市街地に隣接する区域内の農地でその規模が10ha未満であること。事業展開のため有料老人ホーム及び訪問・通所介護等施設等を整備しようとするもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案をするものでございます。番号13は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断をいたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。実家敷地が手狭であることから実家店舗の隣接地に居宅及び自家用並びに店舗来客用駐車場を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案をするものでございます。番号14は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する農地の一時転用であること。隣接地で行われる太陽光発電施設の建設工事に伴い、敷地に置ききれない資材の一時的な置場及び工事用通路を整備す

るもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号8について、17番、高橋公一郎委員お願いいたします。

17番委員 17番、高橋でございます。12月11日、私と菅原亮一委員、事務局職員2人と4人で現地を見てまいりました。番号1から番号6については関連がございますので一緒に説明いたします。現地は転用事業者の私有地を挟んだ南側になります。面積が12,037㎡ということですからかなり広大でございます。農地としてはかなり整備されてもったいないような水田でございますけれども都市計画区域内のいわゆる工業用地という用途でございますので、転用やむなしというふうに見ております。緑地も既定の20%を確保するというようなことでございますので、許可申請は妥当であるというふうに見てまいりました。番号7でございますけれども、奥州市役所から東に1.4km、市立常盤小学校から北西に約310m。これについても都市計画区域、用途地域内ということで許可相当というふうに見てまいりました。番号8でございます。奥州市役所から北に790m、市立水沢中学校から南東に約250mということで、居宅を建設するとともに子どものために野球練習場を整備するというので、居宅の東側に野球練習場を作る予定だということでございます。この地域も都市計画の用途地域内ということで許可相当というふうに見てまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号9から番号12について、5番、菊池勝治委員お願いいたします。

5番委員 5番、菊池でございます。12月11日でございますけれども、飯森委員、事務局職員2人と私の4名で確認してまいりました。番号9につきましては、江刺総合支所から南に約4km、愛宕地区センターから南東に約2.7kmの場所に位置しております。隣接する東は宅地、西は畑、南は宅地、北は市道に接しております。宅地分譲及び建売分譲住宅を整備するもので、周囲の環境に悪影響を与える恐れもなく、事前着工もなく、許可相当と判断いたしました。なお、現場は野菜、ネギが植わっております。番号10と11は関連がありますので、併せて報告いたします。現地は江刺総合支所から南東に約14km、伊手地区センターから南東に約2.7kmに位置しております。隣接する東は田、西は市道、南と北は公衆用道路に接しております。橋の架け替え工事に伴う一時転用でございますので、事前着工もなく、許可相当と判断いたしました。なお、現在の橋は木製でありまして欄干は朽ち果てておりましたのでいつ壊れてもおかしくない状態なので早期の橋の架け替え工事完了を望みたいと思っておりました。番号12でございますけれども、江刺総合支所から南西に約2.4km、江刺西体育館から南西に約100mのところのところに位置しており、西体育館と愛宕小学校の中間に位置しております。隣接する東西は用悪水路、南は市道、北は用悪水路となっております。現地は草刈りをしていました。老人ホーム等の介護施設を整備するものであり、事前着工もなく、周

困の環境に悪影響を及ぼす恐れもなく、許可相当と判断いたします。以上でございます。

議 長 次に、番号13及び番号14について、8番、佐藤清喜委員お願いいたします。
8番委員 8番、佐藤でございます。12月12日、事務局職員2人と吉田委員と共に確認してまいりました。番号13について説明いたします。現地は、前沢小学校より県道を東に約1km行ったところの交差点でございます。譲受人の隣接地でもあり、また資金の確実性もあることから許可相当と見てまいりました。番号14でございますが、ここは高速道をくぐって西に約1km行ったところの県道の北側にある農地でございます。太陽光発電設置に伴う工事関連用地の一時転用の申請ということで見てまいりましたが、代替性もなく、周辺への影響もなしと見て、許可相当であると確認してまいりました。以上でございます。

議 長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 柳川主任。

主 任 議案書95ページをご覧ください。

議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成29年12月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は11件です。

番号1は、昭和41年頃に進入路を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地89㎡となっています。番号2は、耕作不便地であることから、昭和40年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野753㎡となっています。番号3は、昭和53年頃に店舗兼共同住宅を建築して以来、宅地と

して利用しているもので、現地は宅地19㎡となっています。番号1から番号3については、12月11日に高橋公一郎委員、菅原亮一委員が現地確認を行っています。番号4は、労働力不足のため昭和57年頃から不耕作状態になり、その後原野化または山林化したもので、現地は原野502㎡及び山林211㎡となっています。番号5は、労働力不足のため昭和62年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野142㎡となっています。番号6は、労働力不足のため昭和57年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野221㎡となっています。番号7は、昭和50年頃に店舗等を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地966㎡となっています。番号4から番号7については、12月11日に菊池勝治委員、飯森剛委員が現地確認を行っています。番号8は、一つ目は狭小のため耕作不便であることから昭和57年頃から不耕作状態となり、その後雑種地化したもので、現地は雑種地23㎡となっています。二つ目は、昭和38年頃に農業用倉庫を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地334㎡となっています。番号9は、養蚕を廃業したことから平成7年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野7,372㎡となっています。番号8及び番号9については、12月12日に佐藤清喜委員、吉田宏行委員が現地確認を行っています。番号10は、昭和54年頃に親類が居宅を建築して以来、宅道及び車庫、庭として整備し利用しているもので、現地は宅地730㎡となっています。番号10については、12月12日に星洋子委員、高橋昭委員が現地確認を行っています。番号11は、労働力不足のため、昭和55年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野827㎡となっています。番号11については、12月12日に菅原賢一委員、千葉貞二委員が現地確認を行っています。

以上11件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号3について、17番、高橋公一郎委員お願いいたします。

17番委員 17番、高橋でございます。12月11日、私と菅原亮一委員、事務局職員2人と4人で現地を見てまいりました。番号1については、奥州市役所から南東に約2km、常盤地区センターから北東に約350mということで、これは、昭和41年頃から宅道として利用していたということでございますけれども、国土調査により判明したということでございます。地目は畑ですが、奥まった住宅への進入路ということで使っておるようですので、適用外証明、妥当であるというふうに見てまいりました。番号2でございます。奥州市役所から北西に約4.6km、佐倉河地区センターから西に約2.8kmということで、胆沢川橋からちょっと下った川沿いになります。地目は畑になっていますが、ほとんど原野化しておりまして、適用外証明やむなしというふうに見ております。周りもすべて山林、原野でございますので、やむを得ないとみてまいりました。番号3は、水沢高校に向かう途中の交差点の東側の共同住宅兼店舗の裏側で、地目は田んぼということになっておりますが、ほとんど宅地の一部に既になっているということで、適用外証明、妥当というふ

うに見てまいりました。以上でございます。

- 議長 次に、番号4から番号7について、5番、菊池勝治委員お願いいたします。
- 5番委員 番号4から番号7までの現地確認の報告をいたします。12月11日、飯森剛委員と事務局職員2人、私の4名で確認してまいりました。番号4は、江刺総合支所から北東に約16km、米里地区センターから東に約3kmの場所に位置しております。隣接する東は公衆用道路と原野、西は原野、南は畑と原野、北は原野となっております。昭和57年頃から労働力不足により作付けしなかったため原野化と山林化したもので、田に復元するには相当困難で、適用外申請はやむを得ないと判断いたしました。番号5と6は関連する案件ですので併せて報告いたします。場所は江刺総合支所から南東に約8km、田原地区センターから南東に約2.1kmの場所に位置しており、産業廃棄物のリサイクル工場内を通過しての現地となります。隣接する東は原野、西は市道、南は原野、北は原野に接しております。どちらも昭和の後期から労働力不足を理由に作付けを行わず原野化したもので、田に復元するのは困難であり、また、現地に行くには大型ダンプが行き交うリサイクル工場内を通過しないと行けないという現実もありますので、適用外申請はやむを得ないと判断いたしました。番号7でございますが、江刺総合支所から南500m、桜木家具店の東隣となっております。隣接する東は市道、西は宅地、南は宅地、北は用悪水路となっております。昭和50年頃に自動車販売店として宅地化したもので、現在は店舗は廃業しておりますけれども、更地になっておりまして碎石を敷いていつでも売れるような状態になっておりましたので、今更農地に戻すことは困難と判断し、適用外申請はやむを得ないと判断いたしました。以上でございます。

- 議長 次に、番号8及び番号9について、8番、佐藤清喜委員お願いいたします。
- 8番委員 8番、佐藤でございます。12月12日、事務局職員2人と吉田宏行委員と共に確認してまいりました。番号8は、先ほどの議案第5号の番号13のところから北側にあるところでございます。前沢牛を飼育している農家で、牛を飼う管理施設が立っており宅地に隣接しているということもあり、農地は周辺へなんら影響もないということで、適用外申請やむなしと見てまいりました。番号9は、赤生津橋の東側でございまして、浄円寺より少し上った場所でございます。舗装道路に隣接してはいるんですが、山林と一体化して、とても畑があったところとは思えないくらいのところでございましたので、今更再生も困難だということで確認してまいりました。以上でございます。

- 議長 次に、番号10について、6番、星洋子委員お願いいたします。
- 6番委員 6番の星です。番号10について説明を申し上げます。12月12日に事務局職員2人と高橋昭委員と現地調査をしてまいりました。現地は、胆沢総合支所から南に1km、小山地区センターから北西1.5kmの所にございました。昭和54年に申請者の親類の方が住宅を建築して以来、宅道、車庫、庭として利用されているということですが、野菜とかも植えておりまして、畑に復旧できないと言えませんが、その間に通路とか車庫とか庭を築造してございまして、これを復

旧するのは難しいのではないかと考えて見てまいりました。適用外証明はやむを得ないと思って現地を確認してまいりました。報告いたします。

議 長 次に、番号11について、16番、菅原賢一委員お願いいたします。

16番委員 菅原です。番号11について説明します。12月12日、千葉委員と私、事務局職員2人と一緒に現地を確認してまいりました。現地は、衣川総合支所から南東に約3.6km、衣里地区センターからは南に約1.1kmという場所です。河川に隣接している場所でありまして、東は山林、西は原野、南は田、北は河川ということで右岸の方は堤防が作られて農地を守っておるんですけども、左岸側にあるこの場所ですけれども、54年からもうたびたびの水害に見舞われていて、もう労働力不足のため55年から不耕作になったというところで、現地が雑木等育ってしましてもう復旧してもまた水害に見舞われる場所ということで、適用除外もやむなしということで確認してまいりました。以上です。

議 長 議案第6号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 11時24分